

奨学金を希望される学生の皆様へ

国立病院機構福島病院の奨学金制度は、看護学校等（看護系の大学及び短期大学も含まれます）に在籍する学生で、当該学校を卒業後、国立病院機構福島病院の看護師として就職を希望する学生に対して奨学金を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

1. 申込み方法

- ① 看護学校等を卒業後、「国立病院機構福島病院に勤務すること」を希望する場合にお申込み下さい。
- ② 奨学金の申込は、1年次に限らず、2年次又は3年次（大学の場合は4年次）からも申込できます。ただし、前年度に遡って申し込むことはできません。
- ③ 奨学金の貸与を希望する学生は、別添の奨学生申込書に氏名等の事項を記載し、在籍する高等学校、看護学校等の成績証明書等を添えて、「8. 申込及び問い合わせ先」に提出してください。
- ④ 他の設置主体（医療機関）が行っている返還免除規定のある奨学金など、当病院の奨学金制度の返還免除の条件と重複する恐れがある同種の奨学資金を借り受けている場合は申し込むことができませんので注意してください。

2. 奨学生の選考

- ① 奨学生の決定は、申込時に提出された書類及び面接等を踏まえて決定します。
- ② 面接の日程は、奨学生申請書受理後、日程調整しご連絡いたします。
- ③ 選考後、奨学生として内定した方には、「奨学金貸与決定通知書」が発行されます。

3. 奨学生の提出書類

- ① 「奨学金貸与決定通知書」を受理した日から7日以内に「奨学生宣誓書」を提出して

いただきます。

- ② 連帯保証人が必要となります。
- ③ 連帯保証人は、一定の職業を持ち、かつ独立した生計を有している者としています。
- ④ また「奨学生宣誓書」には連帯保証人の自署、実印の押印、印鑑登録証明書の添付が必要です。

4. 奨学金の額

奨学金の額は、年間60万円です。

5. 奨学金の貸与期間及び貸与方法

- ① 看護学生は最大3年間、看護系大学の学生は最大4年間。
- ② 年額60万円を各年度の前期（4月30万円）、後期（10月30万円）の2回に分け、本人名義の預金口座に振り込みます。

6. 奨学金の返還の免除

- ① 奨学金は、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与期間と同じ期間を国立病院機構福島病院の看護師として勤務した場合には、全額返還免除されます。
- ② 1年以上福島病院の看護師として勤務した場合に、1年間につき1年分の奨学金の返還が免除されます。ただし1年に満たない期間は切り捨てとなります。

7. 奨学金の返還

次の項目の何れかに該当した場合は、奨学金の返還が必要となります。なお、返還については、一括返還が必要となります。

- ① 奨学生の資格が取り消された場合
(奨学生を辞退した場合、看護学校等を退学した場合、新たな学年に進級できない場合等)

- ② 卒業当年に看護師の免許が取得できない場合
- ③ 看護学校等を卒業後、国立病院機構福島病院に就職しなかった場合
(採用試験で、国立病院機構福島病院への採用不合格も含む)
- ④ 国立病院機構福島病院に就職したが、奨学金の返済免除となる期間以前に退職した場合等

8. 申込み及び問合せ先

お申込み、お問い合わせ、不明な点は下記担当者にご連絡ください。

〒962-8507 福島県須賀川市芦田塚13番地
独立行政法人国立病院機構 福島病院
管理課長 佐藤 淳子 ・ 庶務班長 池上 静男
電話番号 0248-75-2131 (代表)

様式第1号

奨学生申請書

令和 年 月 日

国立病院機構福島病院長 様

このたび、令和 年度国立病院機構福島病院の奨学生として採用くださるよう申請いたします。

現住所

本人氏名(自署)

印

昭和・平成 年 月 日生